

## 第11回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年4月26日（水）午前10時から12時まで
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員 柏女委員、川口委員、河原委員、木ノ内委員、庄司委員、杉宮委員  
鈴木委員、花崎委員（欠席）岩楯委員
- 4 内 容

（事務局）

大変お待たせいたしました。ただいまから第11回目の社会的資源あり方検討委員会を開催させていただきます。

本日は、年度初めのお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議、岩楯委員御欠席の連絡をいただいております。御紹介申し上げます。

また、今年度の人事異動で県の方、関係者が若干異動がございました。松永児童家庭課長より、異動のありました職員の紹介をさせていただきます。

（事務局）

異動があった者について、御紹介させていただきます。

初めに、市川児童相談所長で、本山でございます。銚子児童相談所から市川児童相談所に異動になりました。次に、柏児童相談所長で石井でございます。市川児童相談所から柏児童相談所長ということになっています。あと、今日は欠席ですが、銚子児童相談所長に土井さんが乳児院長から、もともと児童の相談業務をされていた方ですが、配属になっています。次に、乳児院長で水鳥川でございます。

児童家庭課内で、副参事兼玉浦少子化対策室長でございます。私を初め、子ども家庭支援室の鈴木室長、虐待防止対策室の高安室長については、異動がございませんでしたので、引き続きよろしくお願ひします。担当で、鶴岡の後任で登藤が、企画関係で業務を行っていたものですが、登藤が担当となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（事務局）

失礼いたしました。また、本日は傍聴希望者1名が参っておりますので、入室を許可してもよろしいでしょうか。

（議長）

はい、よろしいですね。

（事務局）

では、お願ひします。

お待たせいたしました。それでは、時間も限られておりますので、早速議事に移りたいと存じます。議事の進行は、柏女委員長長にお願ひしたいと存じます。よろしくどうぞお願ひいたします。

（議長）

それでは皆さん、おはようございます。先ほど事務局からもお話がありましたが、年度当初の何かと慌ただしい、あるいは新しい体制をつくっていかねばならないこの時期にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。事務局も、新体制が

発足ということでございます。どうぞ、お支えをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間も限られておりますので、早速議事に入りたいと思ひます。

議事に入ります前に、今日配布されている資料の確認と説明を事務局の方からお願ひをいたします。

#### 《事務局 資料説明》

(議長)

ありがとうございました。これまで出た様々な委員会での御意見、ヒアリングを通じて現場の方々から頂戴した御意見を、かなり取り上げていただいているのではないかと思います。私どもの意見の集約のペーパーということで、ここをたたき台にして、今日、次回、そして必要があれば次々回、2回ないし3回ということで、ぜひ、積極的な御発言を賜りまして、この将来方向を、基本的方向というのは、千葉県の社会的資源のあり方、特に、社会的養護についての社会的資源のあり方をどうするか、というグランドデザインを描いていくこととなりますので、ぜひ、積極的な御意見をお寄せいただければと思ひます。

なお、今事務局の方から御説明がありましたように、この委員会は、県に対してとるべき方向を提言するものではありませんが、社会的資源、社会的養護の問題というのは、県だけが努力をしても解決がつかない問題であります。私どもがやろうとしても、国の縛りがあってできない、というものがございます。その場合には国への要望・提言もしていかなければならない。また、県民一人ひとりに御協力をいただかなければ実現できないことも多々ございます。特に、地域の中での子育てへの支援といったこと、あるいは、施設で暮らしている子どもたちが、やはり、自分の地域の子どもたちなんだということで大切に思っていく、そうしたことは、県民の御協力がなければできませんので、それらも県民へのメッセージ・要望という形で我々の報告書の中に盛り込んでいけないだろうか。更に、市町村の御協力も必要となりますので、市町村に向けても発信をしていくと、こうしたことが大切なのかな、と思ひています。

さて、それでは、このたたき台について、御議論を進めてまいりたいと思ひますが、事前に資料を皆さんのお手元に、数日前ではございましたけれどもお送りをさせていただいておりますので、早速に議論を進めてまいりたいと思ひます。

最初に、全体を通してやってもいいのですが、少し切りながら進めていければ、と思ひっております。

なお、委員が11時に御退席ということで伺っておりますので、委員には11時50分から10分間ぐらいお時間をとらせていただきます。忌憚のない御意見を出していただいて、それで御退出をいただければと思ひています。

それでは、まず、「はじめに」と「現状と課題」のところで、何かございましたら、こうしたことを付け加えた方がいいのではないかと、ということがございましたら、願ひします。「はじめに」と「現状と課題」のところ、いわば現状認識のところでございます。

進行係の私が言って、申し訳ございませんが、二つだけですが、一つはこの委員会と平行して虐待による死亡事例の検証が行われております。その検証結果で、様々な課題が提言されておりますので、この検証結果からも、子どもたちの命を犠牲にして、そして、その上で様々な提言がなされている、ということも真摯に受け止めなければならない、ということをぜひ、「はじめに」に入れておいていただければ、と思ひます。続いて、「現状と課題」のところですが、上から〇の4番目ですが、「90パーセントを超えており」、というところで、その後、「整備促進」というのは、量的・質的だろうと思ひますので、「量的・質的整備促進が望まれる」というような言い振りが必要なのかな、と思ひ

ました。さらに、先ほど申しました虐待の検証委員会の報告書を受けて、例えば、報告書の中では、児童相談所と市町村の連携が十分にとれていないのではないかと、といったような提言もございましたので、そうした運営上の課題についても触れておく必要があるのではないかと、思いますので、この委員会の報告書の中の、児童相談所全体をどうするのかについては、後ろの方で議論してございますが、連携の問題、連携が不十分だということについては、この中に含めていただければと思います。

議論の皮切りということで、私の方で申し上げさせていただきました。他に何かございますでしょうか。

(委員)

「はじめに」の一番最後の○ですが、「社会的資源のあり方として、県として取り組むべき課題についての基本的方向を示す」ということですが、示してどうするのかというところまで、書けないのかな、と思っています。せつかくまとめて課題を明確にしたものですので、それを今後どうしていくのかに言及していただければと思います。

(議長)

私、後で申し上げようと思ったのですが、ここで入れていくかあるいは「おわりに」のような形で、「この提言を受けて、こういう方向での取り組み方を望む」という形で入れていったらどうでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員どうぞ。

(委員)

内容的には、本当によくまとめていただけたと思いますが、表現の問題ですが、まず「はじめに」のすぐ下の「核家族化、都市化が進む中で」がトップにくると、核家族化はとっくの昔に進行してしまったことだと思うので、「個人の生きがい追求型の状況の中で」とか、入れてしまってもいいのであれば「二極分化」とか「格差社会」とかそういう方がいいのではないかと。やはり虐待を念頭においた場合、「核家族化、急速な都市化」では、もう語り尽くせないのかな、と思っております。

それから、2番目の○のフレーズですが、「母親が子育てに重圧や強いストレス」とありますが、「母親」という表現だけでいいのかどうか、気になりました。

2ページの2番目の○のフレーズですが、一義的に市町村が相談受付窓口でいいんですが、「児童相談所は市町村の後方支援」という表現だと、多分、虐待の問題は「後方支援」という表現では尽くされないほど児童相談所はきりきりしなければいけないので、「強力な連携のもとに」という感じがいたしました。

3番目の○のフレーズで「被虐待児、LD・ADHD」と並べてしまうと、閉じこもりとかリストカットとかを跳ばしてしまってもいいのかどうか、被虐待児、LD・ADHD が並んでいるのが、あれ？という気がしました。御検討いただければと。

後は、単純なものですが、7番目の○の中の「平成18年2月1日」の「日」が抜けていると思いました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。貴重な御提言をありがとうございます。

先ほどの冒頭のところは、格差社会とか云々ということですが、いわば「地域の中で人と人との繋がりがどんどん絶たれてきている」というニュアンスを入れていった方がいい、ということですね。ありがとうございます。

一つ一つ吟味することは、時間の関係で省略をさせていただきますが、事務局にはこ

の趣旨をお汲み取りいただき、また、修文上の工夫をあるいは挿入をお願いできればと思います。

他にはよろしいでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

「はじめに」の中で、今委員からお話のあった「母親が」というところは、母親だけで大丈夫なのかと、私も気になったところです。また、「現状と課題」のどこかか、あるいは「はじめに」のどこかで DV のことも触れてもらえたらな、と思っています。DV の二文字がどこかででてくるといいと思います。

(議長)

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。他にはいかがでしょう。

委員、お願いします。

(委員)

委員が言ってくださったことと、だいぶ重複した所があったのですが、「現状と課題」のところの3番目の○の「LD・ADHD」ですが、「学校なども含めた対策が急務となっている」という文章も入ってもいいのではないかと、思います。

(議長)

ありがとうございます。これは、県への報告ということになりますので、県の教育委員会も含めて言える事は言っていければ、と思います。ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

時間の関係で、特に「基本的視点」の辺りは、もう少し十分に議論しなければいけないか、と思っておりますのでそちらに移ってもよろしいでしょうか。

それでは、3ページの「3 めざすべき方向」の「基本的視点」のところについて、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

これも取り掛かりということで申し上げさせていただきます。

先ほどの現状と課題を受けて、この「基本的視点」のところで、「社会的養護サービスの量と質の整備を図ることが必要である」ということを、ここで盛り込んでおくことが大切ではないか、と思います。

もう一つは、委員がずっとおっしゃり、この委員会の中のいわばテーゼとなってきた、いろんなサービス間の格差の是正、フェアスタートということで、ここでは、子どもたちの自立支援にむけての機会の平等と言っていますが、それだけではなく、「社会的養護サービス間の格差是正」ということを、ここに盛り込んでいくことが必要なのかな、と思いました。「里親と施設、在宅サービスと施設サービス、里親型ファミリーグループホームと地域小規模児童養護施設など、同種のサービスの格差の是正に近づけていく」、ということ盛り込んでいくことが必要である、と思いました。

ということで、先に申し上げさせていただきました。他にはございますでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

一番目のフレーズですが、この「切れ目のない」という意味は、どんなニーズにも対応できるような連続したケアというニュアンスで理解すればいいのかと思っています。

また、次の行に、虐待防止対策には、発生予防から早期発見、早期対応ですよね、そのあとに社会的自立と書いてあるんですね。そうすると、虐待が発生したとすると、早期対応、治療、家族再統合とかそういうののあとに、社会的自立というのはくるんです

ね。そうすると、子どもの発達の縦の連続性ですよ。それともう一つは、軽度の問題から重症に至るまで、多様な横のつながりと、多分この切れ目のないというのは、両方あると思うので、そこをうまく表現していただければ、ということが一つあります。

もう一つは、5行目のこれは言葉の定義で影響すると思うのですが、「施設養護中心から小規模施設や里親などの家庭的養護中心に」とありますが、家庭的養護の定義が、要規模施設や里親というふうになるのですが、そうしますと家庭的養護を充実させるための取組のなかに、里親が入っていてグループホームは入っていないのです。家庭的養護の中にグループホームを入れるとなると、後との調整が必要になると思いました。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。とても大切な御指摘をいただきました。

確かに、切れ目のない支援といったときに、2つの側面が考えられるので、これは、2つに分けて入れるなり、一緒に入れるなりしていかなければならない。

そして、定義はもう一度見直さなければなりません。混乱をしているようですので、そこは、家庭的養護と言った場合に、小規模施設は家庭的養護には入らないですね。それらを整理をしなければいけないというご指摘です。

他にいかがでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

○の5番目ですけれども、家庭的養護中心に転換すると書かれてありますが、後ろの中身を見ますと、今ある施設の機能の充実ということも書いてありますので、果たしてここで転換と言い切っているのかなと思っています。施設のこと今以上に充実されるべきだと思いますし、それにも加えて、小規模、里親、グループホームの充実も、という風に思っておりますので、転換はちょっと。

(議長)

おっしゃる通りかもしれません。千葉県を達成しても、里親委託児童は、要保護児童の内の2割となって、8割は施設で、ということになるわけですから、その施設の子どもたちの生活の質の向上を図るという視点も大事だと思いますので、転換と言うのは、やや言い過ぎかもしれません。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。この部分よろしいでしょうか。また、後ろの議論をしながら各論に入りながら、そこにある中心的な理念を、視点を、こちらに持ってくることは可能ですので、それでは、先に参りましょうか。

それでは、(2)についてです。特に、児童相談所とか相談体制の関係のところですが、ここについては、いかがでしょうか。

すいません。それでは、また申し上げさせていただきます。

3ページの下から2行目ですが、「1時間程度で移動できる範囲を考慮すると、中央児童相談所の管轄区域の見直し」だけではなく、「見直しに伴う増設が必要である」、という形で、少し考えていければと思っています。

4ページのところですが、これは現場の方からも強い御意見が出ておりましたが、「児童相談所の組織体制の再検討」というものを、児童相談所の専門性の確保のところに入れる必要があるのではないかと。特に、現場の方から御意見の出ているのは、「中央児童相談所なりに、企画調整部門を作って、いわば相談対策の総合調整をするとか、そうした機能を持たないか」といった御意見もございましたので、そうした企画調整部門を設置など、児童相談所の組織体制の再検討をする必要がある、こうしたことが大事なのかな、と思いました。いかがでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

5番目、6番目に関連してくることなのですが、虐待への対策班、特化の一つですけれども、障害に関する判定部門を管内の専門機関に委託するという形、これもまた特化の一部であると思いますが、部分的に取り出して特化、ということよりも、今、児童相談所が受けている相談の中身をもう少し整理して、受ける体制をもう一度検討する必要があるかなど、言い方を変えますと、今の相談受付、それから相談調査課、診断指導課、そして一時保護課ということになっていて、一時保護課は、児童相談所の中でも業務としては特殊になります。相談調査課それから診断指導課という体制と、障害班、虐待班、不登校班、非行班・・・、班は思いつきですが、体制については全般的な見直しが必要と思うのですが。

(議長)

今、私が申し上げた児童相談所の組織体制の再検討というのがそれにあたるわけですが、それをかなり詳しく課題をおっしゃっていただきましたので、今の委員の御意見も盛り込みながら、児童相談所の組織体制そのものの再検討をしていく、検討していくことが必要なのではないかと、ということも県に提言していく、ということです。

また、現場の児童相談所でもそのあり方についてご検討していただく、ということにしたいと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

この辺は、これまでも申し上げて、我々が意見の中で申し上げたことが大体盛り込まれていますでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

5ページ目のイのところ、○の3番目に、「母親の過重な子育て」がでてきています。

(議長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、(3)社会的養護体制の確立というところで、ア、イ、ウ、エとありますが、これを全部通して、時間をかけて議論ができればと思いますが、何かございましたらお願いしたいと思います。

それでは、少し申し上げさせていただきます。

5ページの1番目の○ですが、「整備計画を策定する」、それはその通りですが、選択肢を増やすだけではなくて、選択肢を増やすことはもちろんですが、並びに社会的養護体制全体の供給の拡大を図る、ということ。常時90%以上という充足率がある中で、社会的養護サービス全体の供給の増を図るという観点から整備計画を策定するということだと思います。

2つ目の○ですが、2行目、制度間の格差是正を図る観点から県としてもできるだけの実をすすめることも必要だと思いますので、国に要望するだけではなく、「図る観点から充実を進め、国に対しても制度の充実を働きかける」という形でどうかと思いました。

6ページの方に参りまして、里親型ファミリーグループホームのところですが、これもヒアリングの中でありました。○2つめですが、「財政的支援の充実」ということが入っていますが、例えば家屋の改修費や、あるいは介助要員ということでしたか、直接家に来てくださって助けてくださる要員の確保などの財政的支援の充実を図る、というようなスタンスでどうかと思いました。

さらに、7ページのイのケア形態の小規模化のところですが、これは委員のおっしゃっていたことですが、児童養護施設に乳児ホームを併設するといった工夫もして、乳児枠の拡大を図る、といったような表現もあったほうがいいのかなど、いろいろ現場の工

夫といいますか、工夫するためには支援策も必要なわけですが、そうした観点も必要かなと思いました。

8ページのエのところですが、この最後に、いろいろと意見が出ていて例えば、自立援助ホームの高橋さんの御意見で、補助金が決まるのが年度末になってしまって、その間金が無くて運営をしなければならなくて大変だったというのがありますので、全般を通して、制度運営上の工夫とか、あるいはプログラムの開発、特にプログラムの開発で言えば、これは委員もよくおっしゃっていますし、委員もおっしゃっていましたが、里親と施設との連携のあり方、いくつかのプログラムは事業化されていますが、まだまだ十分ではないのではないかと。そういう意味では、里親と施設との連携プログラムの開発。それから家族関係調整、再統合という言い方もありますが、家族関係調整のためのプログラム、それからもう一つ出ているのは研修体系ですね。初任者研修・中堅者研修・ベテラン研修について、それぞれ体系立てた研修体系を作っていかなければいけない、そうした御意見も出ていましたので、そうしたものをオとして、運営上の工夫、プログラムの開発といった視点から盛り込んでいけないだろうか、ということを含めた御意見を踏まえて、感じました。以上です。

他にございますでしょうか。委員、時間が迫ってまいりましたが、何かございますか。

(委員)

今日は、少し早めに失礼します。

特に、これまでのをよく整理されていると思います。

1点目は、委員がおっしゃったことと同じかもしれませんが、単に絵に描いただけにしないために、これをどう実現していくかということを含めてでも入れていただければと思います。

後は、細かいことになりますが、2ページの中ほどで、里親の委託率のことが出ていますが、この文章を見ると、登録里親の中の委託率に見えてしまうので、要保護児童全体の中で里親に委託されるのが13.5%だということに、少し言葉を追加していただけるといいと思います。

それから、5ページの社会的養護体制の確立のところ、ここは、ア、イということで、家庭的養護、施設養護という風に並んでいますので5ページの(3)の1つ目の○と2つ目の○は、並べ方を「児童養護施設、里親、母子生活支援施設、乳児院」というのは、少し整理していただけたらと思います。2番目の○も関わるかも分かりません。

6ページで、専門里親についての言及がないですね。里親型ファミリーグループホームのところは、「多人数で」というのは、あいまいなので、「6名程度」という形がいいのでしょうか、もう少し明確にしたほうがいいと思います。

6ページの下から3つ目の○で、「養育費等の手当の増額」というのは、これでもいいのかも分かりませんが、里親手当と生活諸費がありますよね。手当と考えたとき、全体を手当と考えているのか、少し微妙な表現ですので整理していただければと思います。

8ページの2つ目の○で、時々こういう言葉は使われますが、「アフターフォロー」という言葉はあるのかな、と「アフターケア」か「フォローアップ」という感じがします。

先ほどのことともかかわりますが、9ページで、ずっと「富浦学園、生実学校、乳児院」と並んでいます、設立の時期を考えるとそうかもしれませんが、子どものことを考えると「乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設」という並びの方が、自然かなという感じがします。何か理由があれば結構ですけども。

県民へのメッセージ、これは、これからですけども、もう少し充実させる必要がありますね。以上です。

(議長)

ありがとうございます。先ほど、各委員からも出ておりましたが、今後の進め方というところで、何か提言の中で今の段階で結構ですが、まだ2回ありますけれども盛り込んでおいたほうが良いということがありましたら、具体的な提言がありましたら、お願いします。

(委員)

専門里親はぜひいれていただきたい。

(議長)

専門里親ですね。それは分かります。

今後の、進め方というところでは、例えば、方向としては、これはまだグランドデザインから、来年の2月に本報告が出るということになって、その間、また、本当に具体的なことについてディスカッションを進めていくという形になるわけですが、この段階で基本方向の段階で、今後の進め方について提言をしておくことは必要でしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

私は民生委員ですので、民生委員の立場から申し上げたいと思いますが、民生委員というのは、虐待通報の義務というのがありますが、現実にはそれを通報してもその後の話が全然分からないわけです。正直申し上げて、児童相談所と里親の方もそうですが、一向に民生委員の方に情報があがってきておりません。やはり、支援をするということになりますと、民生委員をもっと活用していただくのが一番いいのではないかと思います。なかなか民生委員といっても、今はだいぶ昔に比べて質といいますか、為り手がないというのいろいろあって、質が落ちておりますが、そこには20数名単位で、大体会長がおります。それを中心にしていろいろ情報をいただければ、我々も働き易いのではないかなと思います。

我々は、守秘義務が一般の方よりも非常に重いものですから、それを活用するといえますか、施設退所後ですよ。入所した時から受け皿として家庭を指導していくといえますか、行かなくても途中でお会いしたときに親御さんに声を掛けるとか、いろいろ近親間をもって話し相手になれるとかいうことになるわけで、また、帰ってきてからの相談相手は、やはり施設でもいろいろおやりになっていると思いますが、やはり帰ってきたときの、温かい目で見るといいますか、民生委員というのは、あまり疑いませぬので、温かい気持ちで受け皿として指導していけるのでは、ないかなと、指導というより相談ですよ。温かい気持ちで相談できるのかなと思います。

児童相談所もプライバシーとか個人情報とかいう関係もあるのですが、我々も無給で働いているとはいいますが、国の委嘱を受けてやっているわけですから、大いにそれを利用しない手はないのではないかなと思っております。

(議長)

ありがとうございます。とっても大切な視点をいただいたと思います。「現状と課題」のところはそのところは、まず、「通報後のフォローアップとか結果の連絡などを密にやっていく」ということとお書きいただいて、退所後の支援、自立支援のところでは、確か東京都が施設を退所した子どもに対して、児童福祉司と児童委員で施設でチームを組んで、個別チームが退所した一人の子どもを応援していくという事業をモデル事業を確か始めたということをお聞いておりますが、そういうことを含めて自立支援チームのいうものをつくっていったら、その中で中核的に児童委員さんが担当していただくと、チームの中で入っていただくというようなことを工夫するのはとても大切なことだろうと思



ます。ありがとうございます。

(委員)

これは、私が市川なものですから、市川の福祉の関係で局長あたりに話したことです。子どもが生まれますよね、出生届を市のほうに出します。今、子どもの育て方の分からない親が随分いるものですから、そのときに民生委員に家庭を訪問させていただいて、ただ行ってもなかなかお会いするのが今、難しいので、例えば折り紙のひとつでも市のほうから出していただいて、それを持って訪問して、新生児の親といろいろな接触を持っていくことが、虐待には繋がらない、発見も早いのではないかなと思って、市には言ったのですが、「それは結構ですね、ぜひお願いします。」と言ったきりそのままになってしまいました。県のほうからもぜひ大いにそういう風に指導していただければありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。委員どうぞ。

(委員)

今、委員がおっしゃったこと、大切なことだと思います。社会的養護のあり方としては、やはり民生委員の働きというものを大いに活用させていただくというのは大切な視点だと思うのですが、現状ではどうかという問題がかなりあるわけですが、それを市とか児童相談所の業務の中に、民生委員の啓発とか指導とかそういう部分をはっきり謳っておくということは、きちんとですね、やっちはいると思いますけど、そのことが資質の向上にも繋がっていきますし、それを活用してネットワークを組むときの一つの視点としてあるという風なことができていくんだらうと思うんですね。今はなかなかそういうところまで来ないんですが、役割をきちんと市なり、児童相談所なりに明文化しておくことが必要なのかな、というのが一つあります。

先ほどのこの、あり方についてどうでしょうか、という委員長からの問いかけがあったのですが、私たちそれぞれの分野を代表してここにきておまして、ですから、それぞれの意見を吸い上げてきているという風に考えられているとは思いますが、なかなかそういうわけにもいかないということもありますので、個人の意見が中心になるわけですが、ある程度まとまった段階で、最終的にいく前に、ちょっとそういう各分野に、まだこれでも意見があるかという、諮問するチャンスをもう一回設けたほうがいいじゃないだろうか、ということがありますので、まだまだ我々よりもたくさん辛らつな意見あるいは建設的な意見を持っていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれないということを考えますと、そういうチャンスが一回あったらどうだろうかと思います。

(議長)

分かりました。ありがとうございます。最初の御意見は、委員と一緒にところで、相談体制の充実のところ、ぜひ児童相談所、市町村の中で児童委員の役割を明確化して、位置づけたり、研修したりしていくことを一緒にやっていくことが必要だということ盛り込んでいただくことにして、この基本的方向の活用ということで、とても貴重なご示唆をいただいたように思います。県では、こうした報告書をみんなで作っていくということで、タウンミーティングなどもやっておりますけれども、そういう意味では、こうした基本的方向について、いろんな現場の方に集まっていただいてタウンミーティングをしたり、場合によっては子どもたちの意見も中学生・高校生になれば自分の意見も持てるでしょうし、自立支援などについては、やはり当事者の意見を聞いていくことも大切だと思うので、そういう意味ではタウンミーティング、例えば花崎先生のところの

施設で、または周りの方々にお集まりいただいてやるとかですね、そうしたことを企画することはとても大切なことだと思いますので、ぜひ皆さん方のご賛同が得られれば、この終わりにのところで、それらを盛り込んでいきたい。また、例えば里親会ででも、この報告書の御説明の会をもって、そして御意見をちょうだいするとか、そうした会を持っていくということについては、よろしいでしょうか。とてもすばらしい御提案だと思います。また、事務局の方とも、体制もあるでしょうけれども、そこは我々がやっていきたいということで、我々一人ひとりがそれぞれの部会のところに行って、そして、いわば出張して御説明をするという機会を持つということで、委員の納得でよろしいでしょうか。

はい、ではぜひまたご協力をお願いできればと思います。ありがとうございます。

(委員)

これで失礼しますけれども、虐待の問題を考えるときに、やはり、先ほど切れ目ないという話があって、早期発見、早期対応、自立支援とありますが、やはりその中間の今、虐待は治療の問題が非常に重要です。例えば愛知の子ども病院なんかは虐待治療病院みたいになっていたりして、そういう意味では情緒障害児短期治療施設ができればかなり核になるのかも分からないし、児童相談所にもう少し、精神科医の来る日数を増やすということもあるかも知れませんが、あるいは、全部児童相談所で担うのではなくて、地域の機関等を活用することもあると思いますが、虐待の治療のことももう少し触れた方がいいのかなと思いました。

(議長)

ありがとうございます。また後で、ご連絡が事務局の方からあるとは思いますが、委員、また、この意見について何かありましたらメールやファクシミリでも頂戴できればと思います。

また、17日前でも、もしかしたらお送りをさせていただいて御意見を頂戴することがあると思いますので、よろしくお祈りします。

(委員)

委員からでてました、どう実現していくのか、という話ですが、非常に先走った話かもしれませんが、ざっと見させていただいて、やはりこんなに遅くなるのかと、民間だとすごいテンポでやっていくのですが、来年の3月に答申をするというのは、テンポの遅さを感じるんですね。特に、里親関係でいくと6ページの里親の支援の質と向上というところに「里親支援センターを検討する必要がある」と書いてありますが、こういうものは非常に早くお願いしたいと考えておまして、そうすると、この中で、時間軸について、急いでいただきたいことと、全体を政策として進める、反映するというところの切り分け、あまり明確にできるかどうか分かりませんが、実現するという中で政策的な全体の推し進め方と、この中で提言されている喫緊の課題を分けていただけるとありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。これもとても大切な「おわりに」に書くべき提言だと思います。切り分けられるかどうかは別にして、平成18年度から事業化できるものはそのまま直ちにやっていくし、19年度予算や条例改正、制度改正等でやっていけるものは19年度からすぐに、報告を待たずにやっていただく、ということで、少し委員の御意見にもありましたように、直ちに進めていくもの、それから少し計画をしたり、検討・研究していかなければならないものが、さまざまなものがこの中に盛り込まれておりま

すので、整理することも大事だと思いますが、整理が十分にできなくても、それぞれ連動していることがありますので、できなくても、やれるものは早急に実施に移してほしいといったことは、「おわりに」の部分で書き込んで、県に要望することは大切なことだと思います。

委員のお話にあった、この委員の中には、いわば医師はいないわけですが、それで支援とか援助とかいう言葉が使われていますが、「治療」ということも大切だという御意見がございましたので、いわば医学的な治療あるいは心理治療といったことがございますので、そのようなことも含めて専門性の強化の中に書き込んでいくということが必要であろうというご提言でした。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員どうぞ。

(委員)

6 ページですが、里親への支援と質の向上で、児童相談所に里親専任職員を配置する。これはやはり措置権者だと思うんですね。措置で里親養育を良く分かっている人が必要だというのは当然だと思います。次のところですが、「里親支援センター」というのは、何をやるのかというのは、やはり里親側に立つあるいは里親養育を支援する人で、里親ケアワーカーみたいな感じ、そしてできることならばそこで子どもの権利の代弁という、里親側につく人と、子ども権利を代弁する人と統合して児童相談所があるというのが一番望ましいかな、と思うので、もう少し児童と里親の橋渡しというよりは、意味を丁寧に書いていただけたらと思います。

もう一つは、里親制度の普及活用、上のところですが、○4つめのところで、「ファミリーサポートセンターとの中で里親への理解を深め」と書いてありますが、子育て支援活動をしているありとあらゆる機関に里親への理解を深めていただければと思っています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。ここは、2つ書き分けたほうがいいですね。児童相談所という措置機関に里親専任職員を置いて里親の開拓その他をやっていく。そして、もう一つは委託された子どもたちの里親子関係の相談をやっていくというのは、措置機関ではなかなか難しいことなので、それは「里親支援センター」で里親会のようなところに対応していただく、という書き分けが必要ということでしょうね。

(委員)

本当は、24時間体制が必要だと思いますが、そこまで入れていいものかどうか。

(議長)

はい、分かりました。では、ここは2つ書き分けましょう。ありがとうございます。委員どうぞ。

(委員)

5 ページの社会的養護体制の確立の3つ目の○ですが、私はある、若者のキャリア教育に関係した仕事もしているのですが、その中で感じるのは、こういった福祉関係でいうところだけで「キャリア教育などの自立支援策が必要」というのは、「充実」と書いてあるからいいのかもしれませんが、実は他の方でフリーターやニート対策ということで、キャリア支援をやっている別な行政もあるわけですね。その辺との連携であったり、そういうものを活用するか、どうしても家庭で暮らせない子どもたちのという特別な視点になってしまいますが、資源は他にもあるということなんですね。その辺が連携が取

れたらいいと思います。

次の6ページの方の、職業的里親の創設は大変すばらしい。取り組みとしては独特ですよね。これまで、専門里親とファミリーグループホームというのはやや職業的里親に近いのであろうと思いますが、こういった制度を活用しながら、千葉県として独自の職業的里親制度の創設に向けた取組、国ではなかなかやっただけませんか、地方として地方自治体として、ユニークなものをつくっていただけないかなと思います。

それから、里親への支援と質の向上で、これは単なるミスかなと思いますが、最初の〇の2行目、「スタッフの養成や相談機能をも持つ」の「も」はとるんですよね。「をも持つ」ではなくて「を持つ」ではないか、と思いました。

(議長)

はい、ありがとうございます。

ある県で、児童養護施設の自立支援の時に、労働関係のジョブカフェですね、我々の大学でも活用していますけれども、ジョブカフェの相談員が定期的に施設を訪問して話を聞いたりしていると、そちらの方が第三者なので学校の進路相談よりは話し易いということで、非常に効果を挙げている例も聞いたことがあります。そんなことも工夫すれば、ということですね。

では、委員どうぞ。

(委員)

基本的な視点のところ、3ページの切れ目のない支援の体制強化ということが書かれていますが、そのことと関連のあることとして、7ページのウ、情緒障害児短期治療施設についてとか、8ページのエ、自立支援についてなどを重ねて申し上げたいのですが、母子生活支援施設で生活する子どもたちにとって望まれる退所先が多様化してきたな、ということを実感しています。お母さんと子どもと一緒に民間アパートとか公営住宅などで母子で退所することがやっぱり一番望ましいというケースはございますし、ファミリーソーシャルワークというのは母子寮といわれた時代から実際にやってきたことであります。ですが、近年、お母さんの精神的な面での配慮を要する方、医学的な診断、分析を要する方も増えてきましたし、子どもにもそういった子どもたちが増えている、そうしますと情緒障害児短期治療施設への入所が望まれる子ども、そしてあるいは8ページには児童養護施設を出た子どもの受け皿として書かれていますけれども、母子生活支援施設を出た子どもも、自立援助ホームを利用したほうがいいのではないか、という子どもいますし、障害者の施設例えば、障害者訓練施設といったところに退所が望まれる子どももいます。一人ひとり違うわけでありまして、そういったところとの連携、強化といったところが、今後の母子生活支援施設にとって必要だな、と思っています。そういったところを含んでいただきながら、自立支援のところの文章を変えていただきたいと思っています。

(議長)

ありがとうございます。様々な社会資源を活用し、有効に連携する。連携をする分にはそんなにお金はかかりませんので、その連携をもう少し組織横断的に考えていく必要があるということのご提言だと思いますが、それは、基本的視点のところにもぜひ入れていただいて、そして、母子生活支援施設の子どもの自立支援の問題については、別途自立支援のところへ書き込んでいただく。そして、基本的視点のところでは、組織横断的に、様々な社会資源やサービスがあるわけですから、それらを相互にも結びつけて、いく工夫・視点が必要であるということは、基本的視点の中に、ぜひ盛り込みたいと思います。ありがとうございます。

委員、どうぞ。

(委員)

8ページの自立支援のところですが、5番目の○で、「施設や里親を退所したり終了したりした子どもが社会に出たときに」というところの「万一離職しても支援できるように」というところに、制度やシステムも講ずる必要があるのですが、それは地域との連携の中でということ、こうなりますと施設独自のことでなくて、地域社会との連携の中で図っていくということがないと、なかなか進んでいかないことだと思いますので、「地域社会との連携ないしは協力」ないし、そのような言葉を入れてた方がいいのかな、と思います。

また、自立支援のところ、私たちは社会的養護のあり方ということで、児童福祉施設あるいは里親などを中心に考えてきましたが、一般の地域社会の中にいる子どもたちで、自立支援が必要な子どもたちもたくさんいるわけですね。そういった子どもへの対応が、我々施設と組んでできるということもあると思いますし、あるいは地域の中の公民館とかあるいは公的な施設が門戸を開くことによって、一般の地域社会の中にいて自立できない子どもたちをケアすることができる体制がとれるのではないかと、いつも思っているんですね。そうした視点も自立支援の中に一つ入れていったらどうかと思うのですが。

(議長)

ありがとうございます。社会的養護を必要としている子どもたちが自立支援のために様々な他の分野でのサービスを活用するというところもあるし、例えば、引きこもり対策とニート対策のために、社会的資源、社会的養護のための様々な資源を活用するというところもあっていいと、それがこちら側から提供できるものは提供すべきではないか、という御意見ですね。ありがとうございます。とても大切な御意見だと思います。

他にはいかがでしょうか。この部分につきましては。よろしいでしょうか。

(委員)

児童相談所の専門性の確保ということの中で、これは、意識しておいていただければ、という程度のことですが、「多様な専門職の配置」という言葉の中に、専門職の中に、ぜひ法医学者をですね、虐待の被虐待児のけがなどを、階段から落ちたというようなことが、事実か虚偽かが分からないときに、法医学者は多分その辺で相当な専門的な知識が発揮されるのではないかと思います。ですから、文書に加えるかどうかは別として、そういう認識で、「多様な」という部分を範囲の中に入れていただければと思います。

(議長)

むしろ、3番目のところに「弁護士、法医学者など、民間の専門家の活用について」という形で入れてもいいのではないのでしょうか。常勤にするわけではないですね。ここに専門的な視点ということで入れてもいいかもしれませんね。ありがとうございます。委員どうぞ。

(委員)

今で言えば、法医学もそうなのですが、私も大変個人的に困ったことがあったのですが、いわゆる無国籍や外国籍の子どもたちの対応についても、随分悩むんですね。医学ではないのですが、法務の分野も何とかしたいな、というのが一つ、今のお話から感じました。

8ページの自立支援のところですが、2番目の○で具体的なことでいうと、他県の里

親さんですが、里親をネットワークにして、施設の子ども、中学生を旅に出すような、旅の計画をさせて礼儀やお金の使い方、移動の仕方などを社会化する、そういう総合学習的なことを里親と施設が連携して、里親側が連携して、全国旅をさせるようなことをするとか、あるいは東京に出てきてどこか行きたいところに研究に行くとか、ということをはじめた例があるのですが、そういう具体的なことがあるといいなと思いました。

一番最後の職業里親制度、これはさきほども間違え易かったりするのですが、昔は、職人的なところに入って自立訓練を行うのが職業里親の制度だろうと思いますが、先ほどおしゃったジョブカフェの職員などの人たち、いわゆる自立支援のアドバイザー的な職業里親制度、この辺がどうもイメージされていないですけれども、いわゆる職業里親といわれている制度には、昔の職人のようなイメージではなく、いわゆる自立支援アドバイザー的な里親開拓ということかな、と思います。

この5番目の○のところに出てくる中に、「資格取得のための就労支援や」の後に車がでてきていいのかなと、一番最後のところに「大学などへの進学の場合の奨学金制度や自動車免許」と出てくるのですが、大学の進学のかだりの中に自動車免許は出てこなくていいのではないかと。逆に、施設を退所する自立のときに、くる。やはり資格取得のメインということで、自動車かな、と思いました。

施設の家庭生活体験事業についてですが、里親会としては、ふれあい家族などをしていっているのですが、この家庭生活体験事業は施設によっては里親ではなく、ボランティアを取り込んでやっているところが最近増えてきていて、非常に多いのですが、そういうボランティアを募って、生活体験事業をさせて、そのボランティアの人たちが里親登録に至るような、私たちがやっているふれあい家族、認定をうけた里親が家庭生活体験事業に参加するのではなく、その手前でやってもいいのではないかと思います。そういう生活体験事業をボランティアとして登録して施設を応援している人たちが、「私たちも里親になりたい」という動きも出てくると思うので、少し工夫したいという思いがあります。

(議長)

ありがとうございます。今のようなことは、ぜひ自立支援のところに書き込むと同時に、私がオとして運営上の工夫・プログラムの開発ということを申し上げましたが、例えば、里親と施設との連携のプログラムの開発が必要だということも申し上げたのは、一つの例だと思う。とても大切なこと、どこで実施されているのか分かりませんが、里親さんが施設の子どもたちを旅行に行くときに子どもが自分で計画を立てて、そして里親さんもついていく、というようなプログラムを工夫してみるといったようなことは、とても大事なことで、それらのこともある、という例も挙げて、このように、里親と施設との連携について工夫する必要がある、という書き方をしていくといいと思いました。

それから、家庭生活体験事業の幅を広げる、門戸を広げるということは、これも運営上の工夫で、現行制度を改正すればできることですので、こうしたことも運営上の工夫の中に盛り込んでいければと思います。ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。よろしければ、県立施設の方に移りたいと思います。

まず、それでは、先ほど委員からあった順番の件ですが、確かになぜこの順番なのか、というのは、指摘されてみると、そうかな、と思うのですが、これは事務局としてはこの順番にこだわる必要はあるのでしょうか。

(事務局)

ございません。

(議長)

特にありませんか。そうしましたら、先ほどの委員の御意見に従いましょうか。

乳児院、富浦学園、生実学校という順番で整理をする、ということよろしいでしょうか。どうぞ委員。

(委員)

いいと思うのですが、この答申全体がそういう流れになりますか。ここの部分だけですか。

(議長)

この部分だけですけれども、よろしいですか。

前の部分はきれいに整理されていますので、よろしいと思いますが、では、そのように変えていただければと思います。

全体を通じてみていきたいと思います。何かございますでしょうか。

また、とっかかりということで、よろしいでしょうか。

ぜひ、現状のところ、民間と公立との格差是正ということを今回も言っていますので、富浦学園、生実学校、乳児院の子ども一人当たりの月間経費、これをこの報告書の中に盛り込んでほしいと思います。一人月、例えば富浦のところ、5つめの○で、類似施設の2倍の経費と書かれていますが、純粋な比較はなかなか規模の点などがあって、正確には難しいかもしれませんが、ここにあるような書き方を、また、できれば県民の方々に御理解していただくために、経費を入れていただくと、例えば、乳児院が月額90万円でしたか、という経費をここにに入れていただくということをぜひ、考えていただければと思います。

それらはすでに公表されておりますので、公表されているものを報告に盛り込むということですから、問題は無いのではないかと思います。

続きまして、10ページのところの「めざすべき方向」のところですが、基本的視点のところ、「いずれも早急な建替え必要である」と、委員もまったなしだと、委員も、ああいうところに暮らしてかわいそうだという率直な意見をおっしゃっていただけけれども「いずれも早急な建替えが必要である」ということをぜひこの基本的視点には入れたい。

それからもう一つ、民間との格差是正の問題ですね。「民間との格差是正」をここにに入れていくということ。そうした視点が必要かなと思いました。

11ページの乳児院の4番目の○の3行目は、これは「民間移譲」ですね。誤字だと思いますが、民営化というので民間委託があって、次は民間移譲ではないかと思います。富浦には民間移譲という言葉が入っていますので、それと同じだと思います。

私からは以上でございます。何かございましたらお願いいたします。委員どうぞ。

(委員)

乳児院について、(4)の5つ目の○ですかね、これはやや意味不明です。「新たな課題に対応できるように取り組む必要がある」というのは、どんな文脈で出てきたことなのか、これだけでは意味が無いような気がするのですが。どういう課題に何を何で取り組むのか。

(議長)

確か私の記憶では、乳児院の中に、いわば身体的な面の虚弱などいろんな障害を抱えた子どもたちとか、虐待でやせ細った子どもたちとか、様々な課題を抱えている子どもたちが増えているので、こども病院との併設との関係で緊密な連携がとれる、というところで、医療との連携など、新たな課題に対応できるようにということだと思いますが、少し分かりにくいので、もう少し詳しく書いたほうが良いと思います。ありがとうございます。

います。

他にはございますでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

内容の問題ではなく、拝見して感じてしたのは、例えば、乳児院でしたら、関連する項目をまとめておいていただけたらと思うのですが。最初基本的な考え方としては、やはり4番目の○の部分、これがくるかなと思うのですね。それから、乳児院を拠点として考えるということが1番下とかありますね。そして、付設する機能というのがあります。それが地域とか里親とかと連携するという書き方で、いくつかある○を整理していただければと思うのですが。

12ページが一番下の○の「生活の質の向上、職員の質の向上」これもやはり本体機能に属することですので、本体機能は本体機能でまとめて、基本的なあり方と、本体機能と、付設するもの、というように並べ替えていただけるとありがたいと思いました。多分他も同じだと思います。

(議長)

ありがとうございます。できましたら、こちらの本体報告の中の切り分け、ア～オのような切り分けができるといいかもしれませんね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

確認ですが、先ほど委員長は、児童養護施設のあり方と乳児院のあり方の中で、前の私の発言として、児童養護施設の中で乳幼児も対応できるようなものを、という発言を前に申し上げたのですが、それを盛り込んだほうがいい、と発言して下さったのですか。

(議長)

はい。

(委員)

分かりました。その確認です。

(議長)

いかがでしょうか。この部分は、以前から課題になっておりましたが、つまり、県立施設で全体を県立施設でいくという考え方と、全体を公設民営化、さらに民間移譲とするということ、もう一つはその真ん中にですね、一部を公設公営で残して、一部を民営化する、例えば富浦学園の100人定員のうちの30人を県立で残して、70人を民営化する。そして30人に例えば乳児院の枠を残して併設した乳児から学齢まですべてを広範できる児童養護の施設をつくって、県立のままにして、県立のこども病院と併設すると、これは県立なんですね。

でも、その選択肢がないと、今度は民営化して情緒障害児短期治療施設と併設となると、そちらは民営化するという形で、いろんな選択肢があって、ここでどの方向がいいといっても相手先のある方向ですから決められないというのがあって、とても議論が難しいんですね。我々としては、ですから、できれば、これは今後の方向のところで、「おわりに」のところで、県立施設のあり方については、ここにある視点をもとに、県の中で組織横断的に、つまり県立のこども病院やあるいは県立病院等と話し合いのテーブルについていただくと、なかなか私どもでは無理ではないかと思えます。こういう提言を



出すことはできますが、費用面等の話になってきますので、その部分については、県の方で別途組織内でプロジェクトをつかって、報告書を参考にした方向性を、例えば、いつまでに出してほしいというような形の書き方にしたほうがいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。何かずっと引っかかりながらいくつかの案も出しながらきていて、このままでいけないということはもう分かっているわけですし、このまま県立でそのまま建て直すというのにはあり得ない、という話はでているわけですが、具体的にどうするかという提言を、私たち民間人がしていくにはやや無理があるという思いがあって、この方向性を受けて、県のほうで具体案を提示していく、という書き方にしたいのですが。委員と委員どうぞ。

(委員)

今委員長がおっしゃったことで、具体的なことをこの提言に入れてもいいだろうと思うのですね。提言ですから私たちの意見としてそれをあげるのですから、その方が、今あるよりはずっと良く分かると思うのですね。それをもとにして、県が検討したものをまた提示していただくということはあったとしても、我々のこのあり方の中には具体的なものを入れてもいいだろうと思います。

(議長)

そうしましたら、私が今申し上げたようなことは、合意に値するものでしょうか。

(委員)

合意しています。

(議長)

意見を踏まえながら、出ていたとは思いますが。よろしいですか。

そして、今私が申し上げたようにして、一部県立の基幹施設を残すことも考えられるというような案として、「例えば」という形で盛り込んでいく。では、そのようにしていくことをお願いしたいと思います。委員どうぞ。

(委員)

今の御提案でぜひ進めていただければと思っています。

私、前に一度乳児グループホームが考えられるかと思って、一度シュミレーションを試みたら、すごく人件費がかかるということが分かって、私は乳児は施設を里親との連携でやるのが一番だと思ったんですね。実際どこまでやるのが可能かと言う付け合わせをするためには委員長の御提案でやっていただければと思います。それに対して私たちは、できるだけ多様な具体案を出した方がいいのか、その辺の御意見をいただければ、それに合わせて進められると思います。

(議長)

分かりました。ありがとうございます。それではまた、県は県として検討していただくこととして、ここの中では、できるだけこういう書き方でいくつかの目配りが絶対必要ですよ、という書き方をしているわけですが、ここに、例えばこういうような方向とか、いくつか盛り込んでいくとするならば、それについて何かございますでしょうか。具体的に言えば、生実学校は、「自立支援寮を付設」すべきであるというような提案をしておりますし、それから、乳児院については、建替えの時には県立こども病院との併設について、検討するというような形ですね。富浦学園では、富浦学園全体の民営化の方向で検討したうえで、こどもたちのケアの質の向上のあり方については、提言してい

ますが、具体的にどうするかについては、提言していないですね。今、私が申し上げたような、一部を公設公営で残すこともありうるということもあるんでしょうかね。

情緒障害児短期治療施設の話が、以前、本報告の方ではでているわけですが、この情緒障害児短期治療施設の付置について、積極的に検討するということが、基本的視点のところで挙がっています。これは、場合によってその県立こども病院との付置、それから乳児院や児童養護施設を県立で残した分に情緒障害児短期治療施設を付置するというやり方もあるかと思えます。この辺が具体論ということになるかと思えますが。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。また、具体的な御提案がありましたら、していただくことにいたしまして、今日は特に国への要望・提言については、本体報告の中で、これは国にやってもらわなくては、というものを後から書き加えていけばいいので、県民へのメッセージというところですね、このところで少し御意見をあと15分ほどありますけれども、頂戴をできればと思います。この部分は、あまりこうした審議会の報告では、他県でも例がないわけですが、千葉県の特長性というのでしょうか、知事も県民と一緒にやっていく県政というのをおっしゃっていますので、それからこの問題については、県民のご協力がなければできないということがありますので、少し、具体的に分かりやすい形で盛り込んでいければと思います。盛り込む時に、こういうことを盛り込む必要があるというのがありましたら、文章化はまた事務局に作成をしていただくことにして、ありましたらお願いをしたいと思います。

(委員)

県民へのメッセージの中に、里親といいますか家庭的養護の重要性から、里親登録をぜひしていただきたいというようなことがうまく入らないかな、と思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。

一人ひとりができることをして、地域の子どもを見守ってほしい、その一つとして、自ら里親になっていただく、ということもできたら考えてほしい、というご提言だと思います。ありがとうございます。委員、どうぞ。

(委員)

今、里親の話が出たのですが、里親の制度の改正の時も、今このままで里親を進めていこうと思っても、多分あまり大きな成果はないだろうと思うんですね。それは、国全体のいわゆる里親の意識が全然変わっていかないからだと思うんですね。ですからこれは、県とか国とか私たちもやれることはやりますけれども、やはり大きなスパンで国の提言の中に里親の啓蒙や開拓に関する対策のようなことをしっかり盛り込んでいただきたいと思うんですね。広報とか啓蒙とか言う言葉はあって、パンフレットをつくったりしてやってはいますし、それは良く分かるのですが、もっと大掛かりな国民一人ひとりへの啓蒙をキャンペーン的に長期的にやらないと、社会的養護の質が上がっていかないと、みんな子育てをしようというそういう意識が上がっていかないと、みんな子育てという時代がやってきているということですね。そんなことです。

県民へのメッセージについては、今書かれていることはその通りですが、ちょっと抽象的で、どこにも書いてある文章だと思うんですね。ですからもう少し社会的養護の必要性について、具体的に分かり易い言葉でかいてくださるといいのかなと思います。みんな子育てという時代がやってきているということですね。そんなことです。

(議長)

はい、ありがとうございます。ぜひ、具体的なアイデアを頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

(委員)

今の話に関係していますが、里親についてもどちらかというとし里親の啓蒙ではなくて、社会の啓蒙が非常に必要かなと思います。どうしても地域の中で里親が埋没してしまうというか、あまり里親をしているということが地域の中で言えない、それは、子どもがいじめの対象になるなど、先日も県の里親大会で里子が話した中に、里親の姓を使わせてもらいたい、という里子側からそういう話があって、地域の中に異質な存在でなく入っていくということが、日本の社会の中でどうしても重要なことであって、その辺で例えば里親会を出す郵便物も後ろに里親会に書かないでももらいたいと、地域の中でそうした郵便物が落ちていることによって、非常にそういう意味では、里親に対する地域の中では、支援をもらいたいどころか、そういう差別に対する敏感な人たちが多く、中にはファミリーグループホームや専門里親のように非常に頑張っている人たちはそうではない、また、障害者を預かっているような自分の力だけではできないという人たちはオープンにしていますが、それ以外の人たちは、里親であることを地域の中であまりオープンにできないような状態というのも非常に強いんですね。

この辺をどうにかうまく落とし込めないものかとずっと思っていますが、具体的に里親の問題をやればやれほど、地域の中にちゃんと入って行けないという問題をどういう風に取りあげていけばいいかが分からないですが、テーマとしては大きいかな、と思います。里親が増えないこと、あるいは社会全体の啓蒙であるとかそういう中にどのように位置づけていけばいいかが分からないままお話ししていて申し訳ないのですが。

(議長)

本当に大事なことだと思うんですね。いわば里親といっても2つの方向があって、一つは誰もが子育ての担い手になれるという、ファミリーサポートセンターや一時保育を含めて、誰もが里親的な地域の子どもたちを預かり、そして育てることができる、そして、そこに気軽に利用することができる、そういう体制を作っていくことが大事だということ。

もう一つは、そうは言っても、様々な困難な状況を抱えて長期的に援助しようとしている子どもたちもいるので、そうした子どもたちには、もっと里親の待遇を上げ、充実させ、里親型ファミリーグループホームも含め、専門里親も含め充実し、専門化を図っていく必要がある。

この2つを両立させていくことが、とても大事なことなんだなと、今お話をお伺いながら、改めて感じました。後半の部分、里親の専門化の部分は、前の提言の中で盛り込んでおります。県民のメッセージの中では、誰もが地域の子どもたちを預けあい、育てあうようなそんな関係ができていくことが大事であるという視点もぜひ盛り込んでいきたいと思いますね。そして、それが里親に結びついていくことを期待する、ということもぜひ盛り込んでいきたいと思います。委員どうぞ。

(委員)

虐待死亡事例の検証の方でも、虐待そのものの例えば、児童虐待と言うのは虐待する側もされる側も自分の人生がうっかりすると崩壊してしまうというようなことをやはり広い範囲でそれを認識してもらうことが必要だという提案があったかと思います。屋上屋を重ねることになるのでしょうか、ここでもそれを伝えておく必要があると思います。

(議長)

虐待の検証報告書の中で、やはり同じような提言を地域社会に向けた発信をさせていただいておりますが、その中に盛り込まれていること、改めてやはりこの中でも確認をするということが必要だ、ということですね。ありがとうございます。

その他にはいかがでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

字句の問題ですが、最後のページの国への要望・提言の真ん中の○の中で、「児童自立援助ホーム」とありますが、これは「児童自立支援施設」なのか、「自立援助ホーム」なのか、というのがありますので、「児童」はいらないのかなと思います。

(議長)

そうですね。「自立援助ホーム」だと思います。

あと、また国への提言・要望については、全体報告を出した上で、この中に盛り込んでいくものがあれば、そこに入れていくということにしたいと思います。

また、県民へのメッセージにつきましては、みなさん方御意見がございましたら、ぜひお寄せいただきたいと思ひますし、また、先ほど委員からお話がありましたが、虐待の検証の時にもかなりその辺は議論をしておりますので、その中に盛り込まれていることをここに活かしていただければと思います。この部分は、できるだけわかりやすい形で書いていくことが大事かなと思います。

全体を通じて、今申し上げておかなければならないこと、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。少し駆け足でディスカッションもいただきましたので、未消化な部分もあったかもしれませんが、ぜひ御意見がございましたら、また、ファクシミリやメール等でお寄せいただければと思います。

それでは、議題の3つめその他ということになりますが、事務局の方から、何かその他の関係ございますでしょうか。

(事務局)

先ほども話がありましたが、今後のスケジュールの方で、資料の2をご覧くださいながら、重なる部分もありますけれども再度御案内をさせていただきます。

まず、次の開催予定ですが、5月17日(水)午前10時から、この会場で開催させていただきますので、御出席よろしくお願ひいたします。そして、その5月17日の検討状況により、再度開催が必要とされた場合につきましては、5月31日(水)午前10時から、この会場で開催をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、6月6日(火)午前10時から「社会的養護検討部会」を、6月16日(金)午後1時30分から「次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議」を開催し、この2つの会議に「社会的資源のあり方について 基本的方向」を報告するというところでございます。

もう一つ、連絡文書で意見照会の文書を最後にお付けさせていただきましたが、こちらの配布してあります様式によりまして5月10日(水)までということで、ゴールデンウィーク明けでお忙しいとは思ひますがよろしくお願ひいたします。いただいた意見を踏まえまして、修正をいたしまして、5月17日に基本的方向の案ということでお示ししたいと思ひます。eメールアドレスをお伺ひしている委員の方々には、様式をメールで送りますので、メールで回答をいただければと思います。以上でございます。

(議長)

一つ提案ですが、連休明けに送っていただけますよね。事務局に大変な思いをさせて申し訳ないのですが、今日いただいた御意見をですね、荒ごなしで、例えば見え消しで

連休前の5月の1日か2日に送っていただいて、それ見た上で意見をもらうというのは、だめでしょうか。そうすると、われわれも、どこにどの意見が出たかを忘れてしまうので、議事録もまだその時にはおきていないので、それを恐縮ですが入れていただいて、修文上は、ラフで結構ですので、そして、その上で御意見を頂戴する、という形にさせていただきますてもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。ご迷惑かけてすみません。それでは、今日の意見をだいたい反映されたものが送られてくるということで、それをもう一度ご覧いただいて、加除訂正をお願いして送っていただくということで、お願いしたいと思います。

その他、委員の皆様から特に何かありますでしょうか。よろしいですか。事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局)

ございません。

(議長)

委員の皆様には、ありがとうございました。

以上をもちまして、第11回社会的資源あり方検討委員会を閉会いたします。今日は本当にありがとうございました。次回また、よろしく申し上げます。

(司会)

どうもありがとうございました。